

鎌倉市会計年度任用職員の期末手当の支給に関する規則の一部  
を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月1日

鎌倉市長

松尾 崇

鎌倉市規則第4号

鎌倉市会計年度任用職員の期末手当の支給に関する規則の一部を  
改正する規則

鎌倉市会計年度任用職員の期末手当の支給に関する規則（令和2年3月規則  
第48号）の一部を次のように改正する。

別表中

|              |
|--------------|
| 青少年指導員       |
| 放課後かまくらっ子補助員 |

を

|              |
|--------------|
| 放課後かまくらっ子補助員 |
| 施設巡回等職員      |

に、

|               |
|---------------|
| 就学时健康診断介助員    |
| 読書活動推進員       |
| 教育委員会理学療法士    |
| 宿泊行事介助員       |
| スクールソーシャルワーカー |
| 心のふれあい相談員     |

を

|               |
|---------------|
| 診療報酬明細書点検補助職員 |
| 就学时健康診断介助員    |
| 読書活動推進員       |
| 教育委員会理学療法士    |
| スクールソーシャルワーカー |

に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。